

平成30年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成30年3月7日(水曜日)
午前10時00分 開議

都市整備部長 西尾 正 君
市立美唄病院事務局長 小橋 一夫 君
消 防 長 相馬 一司 君
総務部総務課長 村上 孝徳 君
総務部総務課長補佐 置田 孝浩 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第34号 平成29年度美唄市一
般会計補正予算(第9号)
第3 一般質問

教育委員会教育長 星野 恒徳 君
教育委員会教育部長 森川 治 君

選挙管理委員会委員長 高田 豊 君
選挙管理委員会事務局長 (村上 孝徳 君)

◎出席議員(14名)

議 長 小 関 勝 教 君
副議長 土 井 敏 興 君
1 番 丸 山 文 靖 君
2 番 吉 岡 建二郎 君
3 番 松 山 教 宗 君
4 番 川 上 美 樹 君
5 番 楠 徹 也 君
6 番 森 川 明 君
7 番 本 郷 幸 治 君
8 番 吉 岡 文 子 君
9 番 山 崎 一 広 君
10番 桜 井 龍 雄 君
11番 谷 村 知 重 君
13番 金 子 義 彦 君

農業委員会会長 今田 邦彦 君
農業委員会事務局長 佐々木 武 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君
監 査 事 務 局 長 永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 三 上 忠 君
次 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 楠徹也議員、

6番 森川明議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、議案第34号平成29年度美唄市一般会計補正予算(第

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 中 平 匡 司 君
市 民 部 長 村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 平 泉 宮 子 君
経 済 部 長 市 川 厚 記 君

9号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました議案第34号平成29年度美唄市一般会計補正予算(第9号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,084万7,000円を増額補正し、補正後の予算総額を161億4,127万7,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、商工費に、本年度のふるさと納税に対する返礼品贈呈について、当初見込んでいた寄附金額を上回ることが見込まれるため、返礼品に要する経費を増額する「特産品情報発信促進事業」を計上いたしました。

土木費には、本年度の大雪に係る除雪経費等を増額する「除排雪事業」及び「中心市街地除排雪事業」をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税及び繰越金をそれぞれ増額補正し財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第34号については、大綱質疑にとどめ、先に設置の予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第34号について大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

よって議案第34号は、予算審査特別委員会に付託されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第3、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員(登壇) 2018年第1回定例会にあたり、大綱2点について市長へ質問をいたします。

大綱1点目、新病院建設事業について伺います。

新病院建設事業は、実施設計が間近に迫っておりますが、建設費の高騰などにより、市民から、このまま建設事業を進めることに否定的な意見が多く出てきています。将来負担への懸念や実現不可能な無謀な計画ではないかという意見も聞き及んでいます。先月、市民説明会を行った際にも、さまざまな意見・議論があったかと思っております。

そこで、市民説明会について4点伺います。

1点目、2月18日・20日に行われた市民説明会の内容について、参加人数、実施方法、説明内容、質疑等、状況を伺います。

2点目、新病院建設事業を含めた中長期的な財政収支計画について。

そして3点目、新病院建設事業を含めた健全化判断比率の推移について伺います。

この2点については、2月18日・20日の市民説明会の場で、このことについて質問をされたという方から明確な回答がなかったとも伺っております。

そして4点目、新聞報道されているその説明会の場での市長の発言について、交付金が不足した場合、見直しをすとの報道がなされています。具体的に何をどのように見直しをされるのか伺います。

大綱2点目、南美唄地区共同浴場について伺います。

南美唄地区共同浴場の運営は、建物や設備の老朽化、利用者数の減少等で、年々厳しくなっていると考えます。運営が厳しい状況にあるといっても、利用されている方々にとって、共同浴場はなくてはならないものです。

そこで質問です。南美唄地区共同浴場の歴史について、開設された時期、開設に至った経緯等を伺います。

また現状について、管理運営の形態と年間の開場日数、管理運営に要する経費に対する市の負担の考え方、過去5年間の利用者数の推移はどのようになっているか。

また、利用者が負担している利用料金の金額の推移は、どのようになっているか。

現在は、利用料金の収入だけでは経営が厳しく、市からの補てんにより運営をしていると聞いています。それら補てん額について、過去5年間の状況を伺います。

また、利用者の実態について、共同浴場を利用する方のお住まいや利用者の自宅にお風呂があるのかといった実態をどのように市として把握をされているか伺います。

あわせて、南美唄地区共同浴場の用途廃止

についての考え方を伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、新病院建設事業について、2月18日と20日に開催いたしました説明会の内容についてであります。説明会には、2日間で59名が参加され、基本設計概要書、美唄市のコンパクトなまちづくりについて、資料に基づき説明した後、質問・意見を伺ったところであります。

主な質問としましては、医療安全対策推進室や相談スペースなど平面図の確認、建設費の増加の理由、市の財政への影響などについて、主な意見といたしましては、実施設計の進め方、財源の見通し、事業の延期や中止を求める声などのほか、将来のまちづくりを見据えたグランドデザインを考えるべきとの提言もいただいたところであります。

このことに対し、これまでの地域医療の議論経過、市立病院の必要性、交付金が減額となった場合等の市財政への影響や、今後において丁寧な説明に努めながら事業を進めていくことなどについて、お答えをさせていただいたところであります。

次に、新病院建設事業を含めた中長期的な財政収支計画についてであります。「美唄市中期財政運営基本方針」の中で、平成32年度までの推計を作成しておりますが、それ以降の推計につきましては、市の総合計画が平成33年度に新たに策定されることから、その時点で、平成33年から平成42年までの中長期の財政推計を策定するとともに、健全化判断比率の4指標の数値が早期健全化基準を上回

ることのないよう健全な財政運営に努めてまいります。

次に、新病院建設事業を含めた健全化判断比率の推移についてであります。健全化判断比率は、毎年、決算のときには公表もされておりますが、推移といたしましては、「美唄市中期財政運営基本方針」の中の財政推計にも示されているところであります。

また、「美唄市中期財政運営基本方針」の中の財政推計には、病院建設の当初事業費は組み込まれておりますが、増額となった建設事業費を組み込んだ健全化判断比率の推移につきましては、実施設計で、病院建築費用が確定後に適正な比率を作成できるものと考えておりますことから、見直しを図っていくこととしております。

いずれにいたしましても、市民説明会において、財政収支計画や健全化比率について、これまでの市の考え方をもとに説明してまいりましたが、今後は、より市民の皆さんが理解が深まるよう、説明の方法や資料の作成などに工夫を凝らしながら、適正な情報の提供と、機会あるごとに親切・丁寧な説明に努めてまいります。

次に、新聞報道されております私の発言についてであります。交付金などの有効な財源が十分に確保できない場合などの質問、意見に対して、他の事業に大きな支障を来し、市民サービスの著しい低下につながると判断した場合は、一定の見直しも必要であるとの考えを示したものであります。具体的には、実施設計や交付金の状況を見ながら、事業内容の見直しの必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、南美唄地区共同浴場について、南美唄地区共同浴場の歴史についてであります。美唄市百年史によりますと、炭鉱閉山時より、組合方式で運営されておりました三井1・2丁目町内会浴場、三井4・5丁目町内会浴場が老朽化したことにより、昭和57年10月に、南美唄連合町内会、1・2丁目町内会、4・5丁目町内会の連名による「南美唄地区共同浴場建設要望」が提出されたことから、閉山対策の一環として、昭和58年10月に建設費を市が負担することにより、現在地に設置されたところであります。

次に、南美唄地区共同浴場の現状についてであります。初めに、管理運営に係る現状についてであります。当該施設の管理につきましては、施設開設時より南美唄連合町内会に管理を委託し、平成18年度からは指定管理者制度により、南美唄連合町内会が運営しているところであります。

また、維持費につきましては、昭和58年の施設開設以来、そのすべてを利用料等で賄うこととしておりましたが、南美唄地区の人口減少に伴う利用者数の減や灯油代の高騰等の理由により、利用料のみでの運営が厳しくなったことから、現在は、運営に伴い発生した赤字分につきましては、指定管理者であります南美唄連合町内会に対し、委託料として支出しているところであります。

次に、用途廃止の考え方についてであります。南美唄地区共同浴場につきましては、昭和58年に施設設置以来、35年が経過しており、施設の老朽化が進んできていることから、今後、大規模な修繕が必要となった場合、または、今後も引き続き赤字体質から抜け出

せない場合におきましては、指定管理者である南美唄連合町内会との協議の上、南美唄地区共同浴場の廃止を検討しなければならないと考えております。

なお、南美唄地区共同浴場の利用者数、利用料金の推移、委託料として支出した額及び利用者の実態につきましては、市民部長から答弁させます。

●議長小関勝教君 市民部長。

●市民部長村谷宗義君 南美唄地区共同浴場の利用者数、利用料金の推移、委託料として支出した額及び利用者の実態につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、利用者数についてであります。平成 24 年度が 252 日で 8,174 人、平成 25 年度が 223 日で 7,423 人、平成 26 年度が 219 日で 6,845 人、平成 27 年度が 208 日で 6,077 人、平成 28 年度が 205 日で 5,333 人となっているところであります。

次に、利用料金の推移についてであります。平成 21 年度から平成 25 年度までが大人 380 円、中人 140 円、小人 70 円となっており、平成 26 年度から大人の料金を 400 円としたところであります。

次に、委託料として支出した額についてであります。平成 24 年度が 12 万 1,423 円、平成 25 年度が 37 万 4,729 円、平成 26 年度が 45 万円、平成 27 年度が 30 万円、平成 28 年度が 40 万円、平成 29 年度については、2 月末現在で 49 万円となっているところであります。

次に、利用者の実態についてであります。昨年 11 月から 12 月にかけて利用者アンケートを実施しており、その結果を申し上げます。

と、回答者数 30 人中、南美唄団地にお住まいの方が 11 人で 36.7%、南美唄団地以外で南美唄地区にお住まいの方が 15 人で 50%となり、利用者のうち 86.7%が南美唄地区にお住まいの方であり、また、回答者のうち 25 人で 83.3%の方が、自宅にお風呂がないとの結果となったところであります。

●議長小関勝教君 2 番、吉岡建二郎議員。

●2 番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

まず、新病院建設事業について、市民説明会についてであります。説明会において、財源対応等についての説明が十分ではなかったのではないかと考えます。直接市民の方から伺っている限りですと、データですとか数字をしっかりと提示されないうちは、病院建設の賛成・反対の議論をする段階でもないといった声も出ています。このまま市民への説明が不十分な状態で事業を進めるとするのは、まちづくり基本条例に反する可能性もあるのではないかと考えます。この点について市長の考えを伺います。

また、財政収支計画及び健全化判断比率の説明が不十分であったとの声が出ていますので、このことについて、どのように対応されるのか。

今ほどの答弁では、今後、より市民の理解が深まるよう工夫等しながら、適正な情報の提供と機会あるごとに親切丁寧な説明に努めるとありましたが、具体的には、どういったことをされるのか、その対応について伺います。

あわせて、交付金が十分に確保できない場合、一定の見直しを検討するとの答弁でした。

見直しが必要となる場合には、事業全体が、現在のスケジュールから大きく遅れる、スケジュールが狂うということになるかと考えます。見直しに関して、スケジュールへの影響も含めて、既に見直しのスケジュールの検討を進めているのかについて伺います。

南美唄地区共同浴場についてですが、歴史を紐解いていくと、成り立ちは閉山対策の一環として設置された施設であるとのことでした。

また、アンケート調査の結果では、浴場利用者のうち8割以上の方が、自宅にお風呂がないとの回答、そして、南美唄団地以外にお住まいの方が半数以上ということがわかりました。結果から、南美唄地区には自宅にお風呂がない方、また旧炭鉱住宅にお住まいの方が数多くいるという状況であり、共同浴場が今後も必要であると私は考えます。このデータからも伺えると思います。

昨年の12月の産業・厚生常任委員会の際に、南美唄地区共同浴場の廃止時期を平成33年度と考えているとの話がありました。南美唄団地の廃止に関連してということでのお話だったと思うのですが、先ほど答弁いただきましたとおり、南美唄地区共同浴場の当初の設置目的、そして、現在の利用者の状況から考えると、平成33年度での廃止、それとご答弁でもありました修繕費の増大、赤字の増加を理由に施設を廃止することについては、現状いかがなものかと私は考えます。その点について市長の考え方を伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、市民説明会についてであります。財政収支計画及び健全化判断比率につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、説明の言葉や表現が難しかったことなどから、理解が深まらなかったと感じているところでもあります。

「美唄市まちづくり基本条例」に反しているとは考えてはございませんが、より市民との対話を大切にしながら、さまざまな機会を通じて説明する場を設け、言葉や資料を工夫するなど、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

なお、仮に交付金が十分に確保できない状況となった場合で、他の事業に大きな支障を来し、市民サービスの著しい低下につながると判断した場合は、事業内容の見直しの必要性も含めた検討を行うことと考えておりますが、事業全体のスケジュールにも大きく影響を与えますことから、実施設計を進めていく中で、交付金の状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、南美唄地区共同浴場の用途廃止についてであります。本施設につきましては、設置目的が閉山対策の一環として建設された施設ではありますが、炭鉱閉山後、約50年が経過しており、施設の当初の目的は達成されたものと考えておりますが、平成33年度に廃止したいとの考え方につきましては、今後、大規模な修繕が発生した場合や引き続き赤字体質から抜け出せない場合など、状況に応じて南美唄連合町内会及び地域住民の方々と協議を重ね、方向性について検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 自席よりまた質問させていただきます。

新病院建設事業について、市民の十分な理解を得ないまま進めていくということは、やはりまちづくり基本条例に反しているのではないかと私は考えます。

まちづくり基本条例は、本定例会の初めに市長が市政執行方針演説でおっしゃられたとおり、本市の最高規範であり、市民がまちづくりの主体、市民、市議会及び執行部は、まちづくりに関する情報をお互いに共有することを基本とすると書かれています。情報の共有は基本ということです。また、市民はまちづくりに関し意見を言い、提案する権利がある。そしてまた、市政に関する情報を知る権利があるとも書かれています。情報公開についても、わかりやすく提供する。そして、説明、応答責任に関しては、市民から寄せられた質問・意見・要望に対し、迅速かつ誠実に応答する責任があると書かれています。

こういったことから、実施設計の前に市民の理解を得るために、何らかの方策をとるべきではないかと考えますが、市長の考えを再度、この点を含め伺います。

南美唄地区共同浴場についてですが、今ほどご答弁いただいたとおり、状況に応じてしっかりと協議を重ねて、方向性についての検討をしていただきたいと思います。

日本国憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められておりまして、その中には、公衆衛生の向上についても記されています。単に用途廃止としてしまった場合には、共同浴場ですので、多くの市民が入浴できなくな

ってしまいます。用途廃止、老朽化している施設が使用不可能になる、そういったことまでは、まだ、検討する時間が十分あると考えます。先ほどのご答弁のとおり、連合町内会、地域住民、そして、共同浴場の利用者の方々、これらと十分に協議をして、今後のあり方について、また用途廃止となる場合、代替案、代替策等、しっかり検討していただきたいと思います。

南美唄地区共同浴場については答弁求めませんので、要望として、どうぞよろしく願います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

市民説明会についてであります。ご説明した中で理解が深まらなかった理由の1つとして、事業費はこれでおさまるのか、財源が確実に見込めるのかという不安が大きかったものにとらえているところであります。

このため、国の支援をいただくことは不可欠であり、交付申請に必要な詳細な事業費の積算を行わなければならないことから、実施設計を行い、事業費を確定する必要があるものと考えております。

なお、実施設計を進めていく中において、さまざまな機会を通じて説明する場を設け、事業の財源も含めたわかりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員（登壇） 平成30年第1回定例会にあたり、大綱3点について、市

長、教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、移住・定住促進助成制度についてであります。

私はこれまで、本市において、創生の実現に向けて、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少の克服に向けた具体的な移住・定住施策を展開してきたと承知しております。

移住・定住の中核となる、平成24年度に創設された移住・定住促進助成制度については、制定後5年を経過しているところであります。

その1つといたしまして、移住・定住促進助成の内容について。

その2つといたしまして、過去3年間の利用状況と評価について、それぞれ市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、保育行政についてです。

人口減少による小中学校の統廃合が発表されたところです。先に市内の保育所の統廃合が行われましたが、へき地保育所の統廃合の議論が行われていないと思います。へき地保育所の運営委員会の方々から、保育士が不足しているだとか、保育所によって児童数にムラがあるなど、いろいろな要望が来ていると思いますが、そこで、3点についてお伺いいたします。

1点目は、へき地保育所の利用状況について。

2点目は、美唄市特別保育事業協議会との関わりについて。

3点目は、へき地保育所の保育士の配置について、以上3点について市長にお伺いいたします。

大綱の3点目は、教育行政についてであり

ます。

その1つ目は、学校給食の無償化についてですが、近隣では、三笠市が小学校の給食を無償化しているほか、道内でも無償化に取り組む市町村が増えていると伺っております。

本市においても、少子化対策や子育て世代の移住・定住対策として、学校給食の無償化について検討してはどうでしょうか。

また、学校給食の無償化を実施した場合、必要となる費用について教育長にお伺いいたします。

その2つ目は、先日、本会議冒頭での補助金の不正受給に関する教育行政報告及び各新聞報道についてです。

本市にとっても市民にとっても、大きな驚き、衝撃ではなかったかと思えます。

報告の中では、市民会館の指定管理者であるNPO法人美唄市文化協会の前理事長と元職員が、指定管理の協定先である教育委員会所管の補助金に対して、虚偽の申請等により補助金を不正受給したとの内容であります。また、刑事告訴に至ったということは、教育委員会として確信をもってのことだと思えます。

そこで、本会議において教育長より教育行政報告がありましたNPO法人美唄市文化協会関係者による不正受給について、刑事告訴に至った経過を教育長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、総合政策について、移住・定住促進助成制度についてであります。制度の内容につきましても、新築・中古住宅を購入し

て市内へ転入された方に対する「美唄市移住・定住促進助成金制度」を平成 24 年度に創設し、これまで移住者の増加を図ってきたところでもあります。

また、この間、この制度の拡充に関して、さらなる効果的な取り組みとなるよう、首都圏等で開催された各種移住フェアなどにおいて、移住を検討されている方々や「美唄市移住・定住推進協議会」の皆さんとの懇談、意見交換を行ってきたところでもあります。

これらの意見交換などを踏まえ、平成 27 年度には、市内に新築または中古住宅を購入する前の仮住まいした方を対象とした助成、平成 28 年度には、子育て世帯における第 3 子以降に対する助成、平成 29 年度には、札幌市に JR 特急定期券を利用して通勤する転入者への助成をそれぞれ段階的に行ってきたところでもあります。

次に、過去 3 年間の制度の利用状況につきまして、年度別で申し上げますと、平成 27 年度で 5 世帯、10 名、平成 28 年度で 3 世帯、7 名、平成 29 年度 2 月末現在で 10 世帯、26 名の方が移住されたところであり、評価としましては、本市の総合戦略で掲げた平成 31 年度までの移住者数の 40 名を上回っていることから、効果的な取り組みとなっているものと考えているところでもあります。

次に、保育行政について、へき地保育所の利用状況についてであります。平成 30 年 3 月 1 日現在で、茶志内双葉保育園は、定員 45 人に対し、3 歳未満児 8 人、3 歳以上児 11 人、合計 19 人で、入所率 42.2%、峰延保育所は、定員 60 人に対し、3 歳未満児 6 人、3 歳以上児 6 人、合計 12 人で 20%、進徳保育園は、

定員 60 人に対し、3 歳未満児 12 人、3 歳以上児 30 人、合計 42 人で 70%となっております。

次に、美唄市特別保育事業協議会との関わりについてであります。この協議会は、市の指定管理を受けたへき地保育所が運営する各保育所の運営委員会が、相互に協調して保育児童の福祉を増進するために、保育環境の整備並びに保育水準の向上や保育従事者の人事管理を行う総合運営機関として設置されているところでもあります。

市におきましては、当協議会とへき地保育所全体として抱える課題について、協議や意見交換を行ってきているところでもあります。

次に、へき地保育所における保育所の配置についてであります。茶志内双葉保育園は、正規保育士 3 名、峰延保育所は正規保育士 2 名、嘱託保育士 1 名、進徳保育園は、正規保育士 3 名、嘱託保育士 1 名となっているところでもあります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 桜井議員のご質問にお答えします。

初めに、学校給食費の無償化についてであります。子育て環境の充実や子どもの貧困などを背景に、独自に給食費を無料にする自治体が増え、平成 28 年度までに約 60 自治体で実施していることを踏まえ、文科省では、平成 29 年度、公立小・中学校の給食費の無償化に関する全国調査を実施し、無償化とした自治体においては、補助制度の枠組み、実施校数と予算額、実現に至った経緯、財源確保をはじめ、実施前後の課題、給食費の徴収状況などを調査項目とし、本年度中にまとめる

予定となっているところであります。

道内では、三笠市など 18 自治体で学校給食費の無償化を実施していると伺っておりますが、教育委員会といたしましては、単に家計の負担軽減だけではなく、給食費の無償化が児童生徒や保護者、学校にとってどのようなメリットがあるのか、人口減少対策に取り組む自治体において、この給食費の無償化が子育て世代の移住・定住に繋がったのかどうか等々、この調査結果を参考に、市の子育て支援策をはじめ、各施策の中で、施策の優先度について議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の無償化を実施することとした場合に必要とする費用についてであります。が、本年度の小学校及び中学校の児童生徒数をもとに試算しますと、小学生の給食費を無償化する場合は、概算で年間 3,900 万円、中学生まで無償化する場合は 6,700 万円ほどになると見込まれているところでございます。

次に、市民会館について、刑事告訴に至った経緯についてであります。平成 26 年度に教育委員会が美唄市民会館文化補助事業補助金として交付した 2 つの事業について、美唄市民劇場の当時の 3 名の役員から、調査依頼書の提出があったことを受け、2 月 13 日、市民会館会議室において、当該補助金の申請ほか、書類作成に関わった関係者への聞き取りに合わせ、関係諸帳簿等を調査したところでございます。

聞き取り調査では、この事業に関わったとされる平成 26 年当時、美唄市民劇場会長であり、美唄市文化協会理事長でもあった関係者並びに当時、美唄市民劇場会員であり、先月

まで美唄市文化協会の職員であった関係者に対して、調査を実施したところでございます。

この調査の中で、「イリス弦楽四重奏団美唄コンサート」に関わった当時の会長からは、書類は当時の会員が作成し、補助申請や実績報告書の提出には同意したが、経理の内容を含め詳細についてはわからない旨の説明がありました。

また、当時、書類を作成した関係者からは、平成 26 年当時、美唄市民劇場は活動していなかったため、美唄市民劇場の当時の会員 2 名に実施する旨、話をした上で補助申請を行ったので、当時の市民劇場が知らないということにはならないとの申し立てがあったところでございますが、この申し立てについては、平成 29 年度に開催された美唄市民劇場の総会資料に当該事業の記載がないこと、さらに市民劇場の当時の会員へ話したとされる 2 名への聞き取りの結果、その事実はない旨、確認したところでございます。

聞き取り内容を踏まえ、関係書類等を調査確認した結果についてであります。調査依頼人の申し立てのとおり、通帳の入金・出金の記録、会計書類において、美唄市民劇場から美唄市文化協会口座に預金が移されていること、事業等実績報告書に記載されている収入及び支出の形跡がないこと、当時の預金残高から、報告書に記載されている事業の支出が確認されなかったことに加え、領収書の改ざん、架空の領収書の作成の事実が確認されたところでございます。

また、当該事業については、美唄市文化協会を主催者として、独立行政法人日本芸術文化振興会からも同額の 20 万円の補助金を受

給していることが確認され、2つの実績報告書を照らし合わせた結果、ほぼ同一の事業費の中で、収入及び支出が重複する二重の収支決算と判断される補助金手続きがなされていることが確認されたことに加え、同一支払いに対して、あて先が異なる2つの領収書や架空の領収書の存在がそれぞれに確認されたところであります。

また、「風間杜夫落語独演会&トークショー」についても、本来、美唄市民劇場の口座にあるべき教育委員会からの補助金 60 万円及びチケット収入のほとんどが、美唄市民劇場から美唄市文化協会口座に移しかえられているなど、補助金の交付規定に違反するものと判断される不適切な会計処理が確認されたところであります。

教育委員会では、これら確認事項に基づき、弁護士に相談した上で、補助金手続きに関与した関係者2名により、補助金を不正受給した可能性があるものとして、3月2日、美唄警察署へ詐欺罪、横領罪にあたるものとして告訴状を提出したところでございます。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会からの補助金についても、補助金の不正受給があるものと判断されることから、相手方に内容を報告し、現在、対応を確認しているところでございます。

●議長小関勝教君 10 番、桜井龍雄議員。

●10 番桜井龍雄議員 自席から何点か質問させていただきます。

最初に、移住・定住促進制度についてありますが、移住者ニーズをしっかりと捉え、段階的に適時拡充した結果、効果的な取り組みとなっていることがわかりました。

本市の創生に向けては、人口減少対策は取り組むべき喫緊の課題として、移住・定住の両面で行っていき必要があると考えますが、これまで継続してきた移住者向けの移住施策とともに、人口流出に歯止めをかけ、市民の定住を促進させる定住施策の構築が必要だと強く感じますが、今後の移住・定住施策の制度拡充について、市長にお伺いいたします。

次に、3園の入所児童及び入所率の差が非常に大きくなっていて、入所児童が少ないところもあり、その状況を踏まえて、今後、へき地保育所はどのようになっていくのか。

また、入所率の高い進徳保育園の保育士が足りないとお聞きしていますが、市としてはどのような対応ができていますか。保育士不足は全国的な課題であり、保育士確保について、市はどのように考えているのか市長にお伺いいたします。

次に、美唄市文化協会職員の告訴の経過についてはわかりました。我々議会も、平成28年より文化協会の指定管理については、いろいろ議論してまいりましたが、現在、市民会館の指定管理を受託している団体職員が、このような行為をしていた職員がいる団体に対して、指定管理を継続することはいかなるのかと思いますが、不正行為を行った個人及び美唄市文化協会の今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、移住・定住促進助成制度についてありますが、今後の移住・定住施策の拡充

につきましては、新年度における新たな取り組みといたしまして、移住者や市民の皆さんが市の分譲地を購入して、3年以内に住宅を建設した場合の土地の購入費の7割を補助する制度や、移住者に対し、冬期間の間口除雪にかかる経費の一部を助成する制度を創設することとしております。

次に、へき地保育所の今後についてであります。へき地保育所は、ご指摘のとおり入所児童の減少が続いており、今後のあり方について検討しているところであります。

具体的には、入所率が極めて低い状況になっております。峰延保育所につきましては、現在、地域の方々と構成されております運営委員会や利用児童の保護者の方々と意見交換を行ってきているところであります。

次に、進徳保育園の保育士不足についてであります。保育士の確保につきましては、美唄市特別保育事業協議会において求人募集を行うこととなりますが、市としましては、ホームページへの掲載や市役所1階にあります求人掲示板への掲示を市の保育士募集とあわせ行っていくなど、共同した取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、保育士不足についてであります。全国的な問題であると承知しており、保育士確保につきましては、保育士を養成する大学等へ早めに求人のアピールを行うほか、潜在保育士を発掘していくためにも、他市の取り組み状況など調査研究をしてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 桜井議員の質問にお答えします。

今後の対応についてであります。当時、美唄市民劇場の会長及び会員である一方、美唄市文化協会の当時の理事長及び職員でもあった関係者2名による補助金の不正受給の可能性のあるものとして個人を告訴したところではありますが、告訴状を警察が受理するかどうかは、警察の判断によるところであります。訴状内容については、警察の対応に委ねてまいりたいと考えております。

また、美唄市文化協会に対する刑事的責任を追及していないところであります。関係者2名は、美唄市文化協会の役員と職員であったことに加え、美唄市民劇場の預金が美唄市文化協会の指定口座に振り替えられ、平成26年度の財務諸表にも記載されていることを踏まえると、2名が行った行為とはいえ、当時から現在に至るまで、この会計処理に気がつかなかった組織として、また市民会館を管理運営する指定管理者として、その社会的責任を重く受け止めていただきたいと思います。

●議長小関勝教君 10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員 何点か再々質問をさせていただきます。

今後の移住・定住施策についてあります。市の分譲地を購入された移住者並びに本市に住んでいる市民も対象として助成をして、移住・定住施策の推進を図っていくことはわかりました。

私としては、移住者を対象としている新築中古住宅購入助成制度に関しては、今後は定住施策として、本市に住んでいる市民も、この助成制度の対象者に加えることが、市民が他の市町村に転出しない社会減対策として効

果的であると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、先ほどの答弁では、教育委員会として、特に行政処分は行わないということですが、私は、指定管理者としての行政処分は当然あるべきと考えますが、再度、教育長に考えをお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

移住・定住促進助成制度についてであります。市民を対象とした新築・中古住宅の購入に関する助成制度の拡充につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、今後も協議会の皆さんと他市の事例の調査・検討を行いながら、定住施策として、有効かつ効果的な取り組みとなるかを判断してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、私は、本市の創生の実現に向けた人口減少対策に積極的に取り組む上では、移住・定住施策を重要施策の1つとして考えておりますことから、今後も協議会の皆さんと連携を図り、事業の効果・検証を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 桜井議員の質問にお答えいたします。

指定管理者に対する行政処分についてであります。現在は、平成28年4月に締結した協定書により管理運営を行っているところであり、この不正受給と判断した内容に関しましては、平成26年度のことであります。

美唄市文化協会は、平成28年4月以降、今

日まで、美唄市の指定管理の手続き条例や指定管理者の運用指針並びに協定書に規定されている指定取り消しや一部業務停止事項に該当するような管理運営を行っていない現状、この事案をもって現在の手続きの中で、指定取り消しなどの重い行政処分はできないものとして教育委員会議の中で確認しているところでございますが、今回の件は、指定管理者の関係者だったという社会的責任を鑑み、信頼回復に向け、抜本的な組織体制の見直しのほか会計処理の透明性、指定管理業務と自主事業業務の適正な区分けや美唄市文化協会が抱える累積欠損金の早期解消等、業務改善に向けた指導を行い、文化振興の先頭に立つ美唄市文化協会との信頼関係を保持していきたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） 平成30年第1回市議会定例会におきまして、大綱3点について、市長にお伺いいたします。

大綱1点目は、福祉行政についてです。

本市におきましては、既に53年前に全道で7番目といわれる障がい者支援施設ができ、障がい者支援については、自治体と市内事業者、また、障がい者支援施設の努力において積極的に推進され、大変誇れる歴史があり、現在も同様に推移していると感じているところであります。

美唄市における障がい者の全体的な状況としては、総人口が減少する中で、知的障がい者・精神障がい者の増により、その合計は、総人口に占める割合が上昇し、平成28年では、1割を超えました。

障がい者プラン第4期計画においては、平成29年度末には、施設入所者数を平成25年度と比較して4%以上削減することや、地域生活への移行目標値としては6%を目指すこと、福祉施設から一般就労への移行者は、40%の増加割合と見込みました。

そこで1つ目として、平成27年から今年度末までで策定した障がい者プラン第4期計画について、どのような評価であったのか、また、残された課題等については、どのようなものがあるのか。

次に、2つ目として、平成30年度からの障がい者第5期計画（素案）が示されていますが、その重点項目はどのようなものかを考えているのか、市長に伺います。

大綱2点目は、公共交通についてです。

本市では、平成28年度に美唄市地域公共交通網形成計画を策定し、昨年秋には、短期実証運行を行ったことと思いますが、そこで、この度実施された実証運行についてお伺いします。

1つ目は、市民バス東線、美自校バス新南美唄線、市民バス西線の運行について、どのような内容で実証運行を行ったのか、また、その周知方法についてどうだったのか、お伺いします。

2つ目は、計画では、乗り継ぎ拠点の設置や無料送迎バスとの一元化について検証を行うこととしておりましたが、今回の短期実証運行におけるその実施状況について伺います。

3つ目は、実証運行中にアンケート調査を実施していたようですが、その結果について伺うとともに、今後の取り組みについて市長に伺います。

大綱3点目は、地域医療体制についてです。

まず1つ目として、在宅医療について伺います。

平成30年度は、介護報酬と診療報酬が同時改定される6年に一度の重要な年度です。いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年以降を見据え、質が高く、効率的な医療提供体制を構築するものです。住み慣れた地域で最期まで暮らせる仕組みづくりを掲げており、介護と連携して在宅医療を強化しようというものです。

そこで、2点伺います。

1点目は、平成30年度における診療報酬改定における在宅医療についてです。

在宅医療の強化について国は取り組むことになりましたが、本市においては、どのような体制でのぞむ考えなのか。

2点目は、在宅医療にかかわる医療と介護の連携体制等についてです。

診療報酬改定に伴い、今後の在宅医療にかかわる医療と介護の連携体制の強化について、また、在宅や施設での看取りについて、どのような体制を考えているのか、市長に伺います。

次に2つ目として、新病院・保健福祉総合施設の建設について伺います。

基本設計が終了し、市民説明会も終わりました。これまでも、議会において、設計に関する改善提案をしたり、市民説明会においては、病院建設そのものを白紙撤回する意見、また、「現状の市立美唄病院の状況を踏まえたサービス体制が不安だ」、「市民から愛される病院となれるのか疑問である」、「今後の人口推計を考え、病院を身の丈にあった見直しを

した方が良いのではないか」、「財源確保を明確にし、市民に分かりやすく情報提供すべきである」など、厳しい意見も出されました。

このようなことも踏まえ、現在まで行ってきた基本設計から見える課題として、どのようなことをとらえているのか、また、実施設計において、現在まで行った議会での議論や、市民説明会でいただいた意見について、どのように実施設計に反映していく考えなのか、市長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、障がい者プラン第4期計画の検証についてであります。この計画は平成27年度から29年度までの3年間で計画期間となっており、障害福祉サービスの利用の相談、生活相談及び支援体制の構築、入院・入所者の地域への移行支援及び就労の支援に取り組んできたところであります。

これらの評価といたしましては、相談体制については、計画期間中に障害福祉サービス利用のための支援計画書作成の義務化があり、平成28年度におきましては、目標値345件に対し、利用者の実績で342件となっており、相談件数は年々増加傾向にあり、また、地域移行支援では、6人の目標に対し3人の方が地域に移行し、一定程度の目標が達成されたものと考えているところであります。

次に、就労の支援につきましては、岩見沢管内ハローワークの平成28年度の数値によりますと、障がい者の雇用者数は195人、実雇用率で2.77%となっており、障がい者雇用

率を達成する企業は35企業で、達成割合も67.3%と全道のハローワークの中でも高く推移しており、このほか、就労支援型の作業開始人数も増加となっているところであります。

この要因といたしましては、障害者優先調達法の施行に伴い、国や地方公共団体等の公的機関が率先して、障害者就労施設等への仕事の発注を優先すると規定されたことや、市内に就労継続支援事業所が新規参入したことで就労機会が広がったものと考えているところであります。

次に、課題といたしましては、施設入所者や入院患者の地域移行支援におきまして、障がい者の高齢化や障がいの程度の重症化及び精神疾患特有の病態から、生活訓練や社会体験の実施が十分に行き渡らないことや、地域に移行した後の生活支援や就労定着におきまして、それを支えていく体制の強化が求められていることが挙げられます。

次に、これまでの評価や課題を踏まえて、第5期障がい者プランの重点項目についてであります。主なものといたしましては、1つ目に、障がい者の特性に配慮したきめ細かな相談と支援体制の充実、2つ目は、円滑な地域移行支援、3つ目に、就労支援の拡充を掲げるほか、さらに、新たに項目を加え、4つ目として、スポーツや文化芸術による社会参加の促進を図り、障がい者の活動支援について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共交通について、短期実証運行の内容と周知方法についてであります。市民バス東線は、現在、運行している路線を延長し、新たに総合体育館と総合福祉センターを加えるとともに、駅への乗り入れ回数を増や

す目的として、駅を中心とした八の字運行とし、運行便数につきましては、平日 22 便、土日・祝日 10 便として運行したところでありませ

次に、市民バス西線は、1 日 4 往復運行している進徳拓北線を 1 便目と 4 便目を残し、2 便目と 3 便目を民間で運行する南美唄線で補完して運行したところでありませ

次に、南美唄線は、従来までの美唄駅と南美唄 6 丁目を往復する路線を見直し、市民バス西線の進徳拓北線で運行しておりました進徳地区を路線に加え、東側は、聖華高校まで経由する美唄駅を中心とした八の字運行の環状方式とし、運行便数につきましては、平日 13 便、土日・祝日 11 便として運行したところでありませ

なお、このたびの実証運行の周知方法につきましては、開始 2 カ月前となる 8 月号の広報紙メロディーに周知チラシを折り込むとともに、市ホームページに路線図や時刻表を掲載するなど、実証運行開始の周知を図ったところでありませ

次に、乗り継ぎ拠点の設置と無料送迎バスとの一元化についてであります。初めに、乗り継ぎ拠点の設置につきましては、地域公共交通網形成計画では、実証運行の実施にあわせて、美唄駅西口の 1 階部分を利用し、各バス路線の時刻表及び路線図、利用案内、各種チラシ、休憩施設等を仮設で設置することとしておりましたが、実証運行の実施期間が短期間でありましたことから、実施には至らなかったところでありませ

今後、有効な手法の検討を行い、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、無料送迎バスとの一元化につきましては、計画策定当初は、南美唄線についてもゆ〜りん館への乗り入れを計画していたことから、路線が競合することになる南美唄地区を週 1 回運行している無料送迎バスとの統合が可能と考えておりましたが、住民説明会を行った際に、ゆ〜りん館経由便は必要ないとの意見が多く寄せられたことから、無料送迎バスとの一元化につきましては、実施しなかったところでありませ

次に、実証運行時に実施したアンケート調査の結果についてであります。市民バス東線及び市民バス西線を含めた南美唄線の双方で実証運行についてのご意見を伺うアンケート調査を 11 月 13 日から 12 月 8 日の期間において実施したところであり、市民バス東線につきましては 30 件、市民バス西線及び南美唄線については 47 件の回答をいただいたところでありませ

この度の実証運行に関する利用者の満足度につきましては、市民バス東線では、「非常に満足・やや満足している」と回答された方は 4 人で 14% に対し、「やや不満・非常に不満」と回答された方は 25 人で 83% となり、市民バス東線を利用する多くの方が、今回の実証運行の運行方法について不満を感じたとの結果になったところでありませ

次に、市民バス西線及び南美唄線の満足度につきましては、43 人の方から回答をいただき、「非常に満足・やや満足・普通」と回答された方は 22 人で 51%、「やや不満・非常に不満」と回答された方は 21 人で 49% となり、南美唄線の路線変更につきましては半数の方から理解をいただいたものの、一方で半数の

方は不満を感じている結果となったところ
あります。

これらのアンケートの結果を踏まえ、さら
には利用者の皆様からいただいた意見を参考
にしながら、より市民の皆さんが利用しやす
い公共交通路線の確立に向け、取り組んでま
いりたいと考えているところでありま

す。
次に、地域医療体制について、在宅医療に
ついてであります。このたびの改定におけ
る基本方針としましては、質の高い在宅医
療・訪問看護を確保するとされており、求め
られる機能といたしましては、退院支援、日
常の療養支援、急変時の対応、看取りにつ
いて、多職種連携を図りながら、体制を整
備していくこととされております。

このため、市立病院におきましても、多く
の医師が訪問診療に関わるほか、訪問看護
室を設置して、日常的に在宅医療の支援に
努めており、昨年11月には、在宅療養支
援病院の届け出を行い、24時間連絡可能
な体制を確保したところでありま

す。
今後は、専従の看護師を配置するなど、さ
らに機能強化を図ってまいりたいと考

えてお
ります。
次に、医療と介護の連携体制の強化につ
いてであります。この度の改定で、入退
院時の医療機関と訪問看護との連携や訪
問看護ステーションと関係機関の連携強
化などが示されたほか、看取りの推進と
して、訪問診療の主治医とケアマネジャ
ーの連携強化や特別養護老人ホーム等
におけるターミナルケアの評価などが示
されております。

市立病院におきましては、これまでも
看取りは行っているところであり、今
後も関係機

関との連携体制の強化を図ってまい
りたいと考えております。

次に、基本設計における課題について
ありますが、昨年3月に策定しました基本
計画において算出した概算事業費につ
きまして、労務単価の上昇や解体にお
けるアスベスト処理などにより、高騰
が見込まれる状況となり、コストの削
減等についても検討を重ねてまい
りましたが、結果として、建設事業費
が増額となったことや財源の確保など
が課題となっているところでありま

す。
次に、実施設計に向けての考え方につ
いてありますが、議会議論にありまし
た建物の構造、形状、仕上げの考え
方やランニングコストの抑制など、ま
た、市民からご要望がありました外来患
者のプライバシーの確保などに十分
配慮するとともに、今後、建築物価
が上昇する可能性がありますことか
ら、構造及び設備等の仕様書を具
体化して、経費の積み上げを行い、
建築物価動向も踏まえ、事業費を積
算、精査し、抑制に努めるととも
に、有利な財源の確保に努め、市の
財政負担を可能な限り抑えるよう
取り組んでまいります。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席より再質問いた
します。

まず、大綱1点目の福祉行政について
伺います。

1つ目ですが、市内に障がいを持た
れている方がどのくらいいて、実際
にどの位の方が就労されているのか
、今後の在り方を考えるときに、市
としては、しっかりと把握するべき
と思いますが、このことについて
はどうか。

2つ目ですが、平成25年から障
害者優先調

達推進法による、障がい者就労支援施設から物品やサービスの調達を優先的に行うということについて、今後、さらに拡大すべきと考えますが、本市役所内の実績はどうなっているのか。

3つ目ですが、最近では、就労継続支援A型事業所の閉鎖が相次いでいる状況がマスコミで報道されておりますが、本市におきましては、A型事業所も存続していること、昨年8月には、B型の施設が新たにでき、精神障がい者を対象に、パソコンでのデータ入力作業を12名の採用で行っていると伺っており、関係各位の努力が伺えます。

今後としては、本市においても、生産年齢人口における精神障がい者などの増加がみられることから、就労支援については、引き続き広げるべきと考えます。

札幌市の事例ですが、8年ごとに行われる水道メーター取替えの作業やその分解などを障がい者の就労として行っているとのことで、私は、社会との繋がりを持つため、また、少しの時間でも就労機会を得ることで、日々の生きがいや喜びも生まれると思います。

市内在住の障がい者の状況を把握し、その就労支援について、あらゆる方面から増やすよう検討すべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

次は、大綱2点目の公共交通について伺います。

市民の方から「プールに行きたいが、バスで行くことができない」、「菜の花通りにバスが通っていない」等の声が、私の元に届いています。また、その逆に、「バスが走っているのを見かけるが、バスの乗客が少なく見える。

今後が心配だ」、との声も多く聞かれます。

市民生活に密着したバス路線を運営するには、さまざまな方からのご意見や要望をくみ取って路線や時刻表を設定していくべきとは思いますが、現状では市民の皆さんからのご意見全てを叶えることは難しいことと思えます。

通勤や通学に利用されている方にとっては、決まった時間に目的地に着かなければいけないとの理由があるかとは思いますが、買い物や通院に利用される方は、バスの時刻に合わせて買い物に出かけるとか、バスの到着時間に合わせた病院の予約をするなど、利用者としてもできることがあると思います。

私もバスを見かけたときに、乗客が少ない時が見受けられますことから、バスの運行について、さまざまな検討が必要だと感じております。

いずれにいたしましても、市民の生活に密着したバス路線の見直し等については、市民の皆さんの協力をいただきながら計画を練っていく必要があると思います。

そこでお尋ねしますが、利用者の方からいただいた意見などから、今回の短期実証運行の実施に伴い見えてきた課題と、その対応方法について伺うとともに、さらには、美唄市として、今後の公共交通について、どのようなあり方が、より市民ニーズに合ったものとなるのか、利用率や満足度を高めるためにどのように考えているのかを市長に伺います。

次に、大綱3点目の地域医療体制について伺います。

1つ目の在宅医療について伺います。

今ほどご答弁いただきました在宅医療にか

かわる取り組み状況について、また、さらには、在宅看取り対応など、理解できますが、果たして市民の方々は、どの程度認識されているのか、私としては、取り組みに対する認識は薄いのではないかと思います。

今後、しっかりと情報提供する体制を進めるべきと考えますが、市長の見解を改めてお示し下さい。

2つ目の新病院・保健福祉総合施設の建設について伺います。

建設費の高騰が示され、多くの市民が、不安になっています。以前のような市立美唄病院の大きな赤字により、職員給与の削減や市民サービスの低下が、また起こるのではないかという不安です。

今後、建設コストの削減を図るとともに、一例として、光熱費などのランニングコストの低減に向けた設計の考え方などはあるのか市長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市における障がい者の数と就労状況についてであります。平成28年度末時点で、身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する方が2,389人となっております。うち18歳から64歳までの就労可能とする障がい者の方は881人であり、その中で、一般企業で就労を開始した方が5人、就労継続支援事業所の福祉的就労を開始した方が146人で、合計151人となっております。

次に、市役所における物品調達の状況につきましては、平成25年度より、美唄市障害者

就労施設等からの物品調達等方針を定め、市内10カ所の部署で、清掃や寝具及びタオルの洗濯、ゴミ袋作製、チョークの購入などをしており、開始以来、調達目標額をいずれも上回る実績額となっております。平成28年度では、目標額3,000万円に対し、3,149万円の実績額となっております。

また、就労機会の拡大につきましては、平成30年度から就労継続支援の事業所が新たに2カ所で開始される予定となっていることや、さらには、平成30年4月から、障がい者の法定雇用率について、雇用率の引き上げと法定雇用率の対象となる事業所の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に制度改正されることから、就労への選択肢が広がり、就労実現の促進につながるものと期待しているところであります。

市といたしましては、障がい者が就労することで、生活や経済面の充実に加え、社会の一員としての生きがいにもつながるものと考えており、今後とも物品調達の継続と、より多くの就労を希望する障がい者の就労機会の確保について、ハローワークや相談支援事業所等の関係機関と連携をしながら努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、短期実証運行の実施により見えてきた課題等についてであります。実証運行の実施にあたり、市民バス東線につきましては、新たな試みとして、美唄駅を中心とした八の字運行を取り入れましたが、目的地に向かう際に、駅で乗り換えをしなければならない場合があり、乗り換えが不便だとの意見が多く寄せられましたことから、市民バス東線における八の字運行につきましては、本格運行の

実施までに、改めてその必要性を検討していく必要があると考えているところであります。

次に、南美唄線につきましては、実証運行実施前には、路線変更に対する反対意見も多く寄せられていましたが、実証運行実施後のアンケート調査の結果では、約半数の方に容認していただき、さらには国庫補助の対象となるよう路線を再編しなければならないことについては、8割以上の方が理解を示していただいたことから、この度の実証運行の路線を基本にしながら、利用者の皆様からいただいた貴重なご意見やご要望などをできる限り反映し、時刻表や停留所の場所などを見直し、本格運行実施に向けて取り組んでまいります。

なお、今後の公共交通のあり方についてであります。人口密度が高い市街地地域につきましては、今後もバスでの輸送を基本としながらも、利用者の少ない時間帯や曜日については、利用者の方々との合意形成により、運行便数を見直すなど、利用実態に合わせた運行を行い、本市における公共交通が、今後とも持続可能なものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、在宅医療に関する市民への情報提供についてであります。在宅医療の推進に向けては、患者さんやご家族など、利用される方々のご理解が大切であると考えますことから、市立病院の取り組み状況について、患者さんやご家族はもとより、広報紙やホームページなどで、広く市民の皆さんへ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、建設に関するコスト削減についてであります。新病院は、耐震性にすぐれ、災害に強いものとするのとあわせ、建物の機

能は落とさずに建設費を抑えることが必要であるとと考えております。

このため、実施設計におきましては、建築費用や維持管理費用などの経費負担を総合的に評価し、優れた建築、設備、工法を含め、材料や仕様などの徹底した経費削減に取り組んでまいります。

ランニングコストの低減につきましては、省エネルギー性能を備えた合理的で経済的な建物を基本に、建設、維持管理から廃棄までを含めたトータル的なコストの観点も踏まえ、維持管理のしやすい材料の選択や、高気密・高断熱材の使用、高効率・省エネ機器の採用により、光熱水費などの低減に努めるなど、維持・更新コストの低減も図っていくこととしております。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 大綱3点目の地域医療体制について、新病院・保健福祉総合施設の建設について、再度、質問いたします。

この場では、質問の回数が限られておりますので、最後の質問とさせていただきますが、この後、いただいた答弁内容に対して疑問を感じた場合は、後日行われる予算委員会並びに地域医療体制等調査特別委員会にて、引き続きお聞きしてまいりたいと思います。

質問ですが、市民からの意見には、病院建替えにあたって、本市の将来人口や財政状況に見合った見直しを図るべきとの声もある一方で、新しい病院を心待ちにしている市民もいます。

いずれにしても、私は、今の子ども達に大きな将来負担を残すことはあってはならないと思いますし、市政執行方針でも、市長は、

市民との協働のまちづくりを進めていくと述べられています。

今までの議会議論で、私は、設計に関して、2階、3階の形状はコスト高になるのではないかと、階段やエレベーターなどは、避難する場合に安全性を考慮した場所にあるのか、患者の動線を考えた設計であるのかなど、申ししてきました。

また、市民説明会での「外側の建物だけ新しくして、果たして財政的にも継続していいのか」、「市民が足を運ぶ病院となるのか」という意見も含め、実施設計に入る前に、基本設計を改めて見直すなどの考えはないのか、市長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

基本設計の見直しについてであります。新病院の規模機能につきましては、患者の推移や医療政策の動向、医療環境などから、必要な機能を整理し、可能な限り面積を抑えた建物としており、救急外来、小児科、産婦人科、人工透析等の診療体制の維持や在宅医療の推進等、地域医療を支えるためには、一定の規模や人員体制が必要と考えておりますことから、基本設計の見直しは、考えていないところであります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） 平成30年第1回定例会にあたり、市長及び教育長に大綱4点にわたって質問をいたします。

政治の大きなニュースと言えば、働き方法案、裁量労働制の件、3月中の成立予定が不

適切なデータのため再調査となり、今国会は断念することとなりました。

私の質問内容も各省庁の公表データをもとに、市の実態を伺うことが多く、政府もより慎重さが求められておりますし、また、森友問題も財務局の決裁文書の書き換えの疑惑で、国会は今空転しております。これ等は全くあり得ない話でございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

大綱第1点目、農業行政についてです。

(1) 2018年産米の生産の目安についてです。

農水省は、2018年産の生産量を2017年産の目標と同様、全国735万トンとしていますが、12月18日に、道や農業団体で作る北海道農業再生協議会は、2018年産の主食用米の生産の目安を道内54万1,000トンと公表しました。

これは、約5,000トン増やし、作付面積は2017年産と同じにし、2018年産から、目安の参考値を独自に示すことで、減反廃止で協力した補助金の支払いをやめることとなり、補助金頼みの売れる米づくりから、より質の高い米づくりが求められることとなります。

しかし、米価下落と結びつく生産過剰の値くずれも心配され、また、農協を通さない販売活路が予測されております。この生産の目安に対して、①全道主産地である空知、上川、石狩の数量と面積。

②市内の関連するいわみざわ・峰延・美唄農協の数値と面積。

③公表に対し、市はどのような点を注視しているのか。

また、今後の対応策を伺います。

大綱2点目は、観光行政についてです。

(1) 樺戸道路、通称峰延道路の観光活用についてです。

樺戸道路の観光活用については、美唄市、三笠市、岩見沢市、月形町の構成自治体等で2016年、協議会が設立され、市の観光振興課が事務局を担当し、樺戸道路を活用した観光周遊ルートづくり協議会が活動を進めております。

樺戸道路は、昭文社発行の「道路スーパーマップ」に、実は、しらかば街道として、また北海道新聞社の「ほっかいどう100の道」の中では、明治中期に囚人が開削した道路ということで認められ、さらには日本一長い直線道路、この2つが市から選ばれております。

最近では俳優の石橋凌さんがナレーションの樺戸道路PR動画、「空知の大地～樺戸道路が繋いだ歴史」が作成され、市長がインタビューで出演し、公開されています。

歴史的な観光資源として期待している非常に多くの市民が多いわけで、私も峰延におりますので、なおさらその感を強くしているわけですね。

そこでお伺いいたしますのは、①協議会活動の経過。

②地域ガイド育成研修の状況。

③国道12号線の樺戸道路の入り口に看板を設置できないか、また、美唄マップは、A3と折り畳み式の2つがあるのですが、A3の中には一切、樺戸道路について、観光「見る」欄にも掲載されておりませんので、それをぜひとも載せるべきです。

④道路マップにあるしらかば街道の整備。

さらに、私は何回もお願いした経過があり

ますが、⑤桜の植樹はできないか。管理等の関係で厳しいというわけですがけれども、その取り組みが進められないかどうかという点をお伺いいたしたいと思います。

大綱の3点目は、地域行政についてです。

(1) 空き家対策についてです。

空き家対策特別措置法が2015年5月に全面施行されました。また、崩壊などの危険があったり、ごみの投棄など環境上、有害だった空き家を市町村が指定し、所有者に対し撤去や修繕などの助言・指導、勧告・命令ができる「特定空き家」、これは年々増加し、全国で約6,400件、道内は1,214件と国交省は公表しています。

空き家は、ごみの不法投棄、猫のすみ家、倒壊の危険、雑草等、景観にも問題点が多いわけですね。

市も2014年4月1日に「美唄市空き家等適正管理に関する条例」を定めておりますが、地方への移住促進に役立てるため紹介する「空き家バンク」を含め、市の実態を伺います。

①空き家件数は、以前の定例会では、把握していないとの答弁でした。その後の経過がどうなっているのか。

②市民からの苦情の件数と対応状況。

③行政執行による強制撤去の権限が認められていますが、踏み切れない理由は何なのか。

④解体の支援はできないか。

⑤空き家バンクの取り組み状況についてです。

大綱4点目は、教育行政について、教育長に伺います。

(1) 体力テストについてです。

スポーツ庁は、2月13日、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施をしました。2017年度全国体力テストの結果を公表しました。

全国の結果を見ますと、体力向上が進んだものの、47都道府県中、北海道は小学校5年男子が35位、小学校5年女子が40位、中学校2年男子が42位、中学校2年女子が調査開始以来9年連続の最下位となっています。

道内は寒さ、あるいは雪といろいろな環境状況が違い、それに基づいて運動不足ということも考えられますが、市の状況についてお伺いをいたします。

- ①市には該当校があったのかどうか。
- ②全国統一の8種目は多過ぎないか。
- ③子どもが運動に親しむために、どのような競技の工夫をされているのか。

(2)児童、生徒の肥満対策についてです。

道内で肥満傾向にある子どもの割合は、5歳から17歳のすべての年齢で全国平均を上回ったことが、12月22日に公表された文科省の2017年度学校保健統計調査の結果でわかりました。これは4年連続であり、適度な運動や生活習慣の改善が求められます。

この件について、次の点をお伺いいたします。

- ①全国と道内とを比較した男女の実態。
- ②美唄市の状況。
- ③改善に向けた対応策についてです。

(3)日の丸、君が代についてです。

1999年に制定された国旗・国歌法は、第1条で日の丸、第2条で君が代と定めただけで、尊重義務規定を盛り込んではいません。学校行事などで掲揚、斉唱すべき義務を課したり、掲揚に反対したり、歌わなかった人に対して

不利益を課するなどの規定はありません。

市も過去には、この件について学校現場が混乱するという不幸なことが起こっています。

憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される」、第19条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とうたっています。

教職員は、憲法で保障されている内心の自由により、秩序や服従を余儀なくされている事態、伸び伸びとした学校が保障されているとは思えません。あくまでも卒業式や入学式は子どもたちを主役とした行事とすべきです。

伺いたい点は、①道教育委員会から新たな通達がなかったのか。

②教育委員会職員の随行出席の任務とは何かということです。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、2018年産コメ「生産の目安」についてであります。全道主産地である空知、上川、石狩の主食用米の数量と面積について申し上げますと、空知が約25万トン、約4万5,000ヘクタール、上川が15万2,000トン、約2万7,000ヘクタール、石狩が約3万8,000トン、約7,000ヘクタールとなっております。

次に、市内の各農協管内に設立されている地域農業再生協議会が提示された主食用米の数量と面積につきましては、美唄市農協地域農業再生協議会が1万32.298トン、1,811.1ヘクタールとなっているほか、峰延農協及びJAいわみざわの両再生協議会の美唄市分の数量と面積について、2月中旬に両再生協議

会から聞き取りした状況では、峰延農協の協議会では、7,620.693 トン、1,378.91 ヘクタール、J Aいわみざわの協議会では、1,185.98 トン、218.011 ヘクタールとなっているところであります。

次に、この公表についてであります、「生産の目安」の算定及び提示は、行政による生産数量目標の配分が廃止となった以降も、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として北海道の稲作経営の安定化を図ることを目的に実施しているものであり、こうした取り組みの効果が着実にもたらされるよう、市といたしましても、今後の当地域と全道、全国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、この「生産の目安」は、北海道農業再生協議会水田部会が、今後、実施状況等を確認、検証し、運用改善を行うこととされていますことから、市といたしましては、本市の各農協における改善要望の有無なども十分把握し、各再生協議会構成員の一員として、地域の実情に合い、農家所得の確保につながる取り組みとなるよう関係団体とともに対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、観光行政について、樺戸道路（峰延道路）の観光活用についてであります。初めに、協議会活動の経過につきましては、北海道開拓の礎となった樺戸道路を活用し、空知への観光客誘致を目的として、「樺戸道路を活用した観光周遊ルートづくり協議会」が美唄市、月形町、三笠市、岩見沢市の3市1町により、平成28年3月に設立されたところであります。

これまで、北海道観光振興機構のバックアップにより、モニターツアー及び意見交換会の実施、広域観光マップの制作、「空知の大地～樺戸道路が繋いだ歴史～」と題した観光プロモーション映像の制作、そして、地域ガイド育成研修を実施してきたところであります。

次に、地域ガイド育成研修の状況につきましては、平成30年2月24日に岩見沢市にある「そらち炭鉱の記憶マネジメントセンター」で、定員の20名の参加者を集めて開催され、月形樺戸博物館の名誉館長・桜庭誠二氏及びNPO法人炭鉱の記憶推進事業団の理事長・吉岡宏高氏が講師となり、集治監や炭鉱の歴史について講演を行ったところであります。

次に、看板の設置につきましては、案内情報として必要でありますので、今後、協議会等で検討してまいりたいと考えております。

次に、「しらかば街道」としての整備につきましては、樺戸道路のシラカバは、市の防風林となっており、倒木した際に補植した若木の周辺は、野ネズミ駆除等を実施しておりますが、多くの木がカミキリムシに蝕まれており、現在、空知総合振興局に有効な対策をお願いしているところであります。

次に、桜の植樹につきましては、桜は毛虫などの病害虫がつきやすく、農地の近くには不向きな樹種と認識しており、市の防風林として扱うことは難しいものと考えているところであります。

次に、地域行政について、空き家対策についてであります。初めに、空き家の件数につきましては、平成24・25年度に実施した実態調査の299件に、その後の現地調査による75件を加え、現在374件となっております。

なお、特定空き家につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「空き家等対策計画」を策定し、認定についてとり進めることとなりますが、本市におきましては、「空き家等対策計画」が未策定なことから、特定空き家としての認定はしていないところであります。

次に、市民からの苦情件数と対応状況についてであります。苦情や情報提供等の件数は75件で、対応状況は、実態調査により、不適正管理を確認した90件に苦情等の件数を加えた165件のうち、112件に対して助言や指導を行った結果、65件が解体や補修などに至ったところであります。

なお、助言や指導を行った空き家所有者の中には、相続や経済的な問題があり、時間を要する方もいるため、引き続き、助言や指導を行い、地域住民の安全確保に向けて取り組んでまいります。

次に、行政代執行についてであります。一般的には、緊急性の高い危険な空き家を撤去することで、周辺住民の安全確保につながり、有効な手段の1つであります。自己の責任において空き家を解体する方との公平性を鑑みながら、慎重に検討を行っていくことが重要であると考えているところであります。

次に、空き家の解体支援についてであります。不良住宅につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「空き家等対策計画」を作成することで、除却費の補助事業もありますが、他市の事例を調査し、市の負担や財源確保も含め研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、空き家バンクについてであります。

本市では、平成28年度から空き家の有効活用を図るため、市と商工会議所、民間との協働で組織した「美唄市移住・定住推進協議会」がポータルサイトPiPaを活用して、市内の空き家の情報を掲載し、運営を行っているところであります。

なお、空き家バンクの成約実績は、これまで1件であり、本年2月末現在の登録件数は、中古住宅につきましては、売買が7件、賃貸が3件で、アパート・マンションの賃貸が13件となっているところであります。

私は、生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進する上で、空き家対策は、重要な課題の1つであると考えており、「空き家等対策計画」や「コンパクトシティの形成に関連する施策」「空き家の除去・活用に対する制度」の検討、「空き家バンク」など、さまざまな空き家に関する施策を総合的、一体的に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、全国体力・運動能力・運動習慣等調査についてであります。この調査は、子どもの体力・運動能力等が低下している状況に鑑み、国が全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上にかかる施策の成果と課題を検証し、状況を把握し、改善を図ることを目的として実施しており、各学校は、この調査結果を継続的に把握・分析し、児童生徒の体育・健康等に対する指導などの改善に役立てているところであります。

市内各小学校では、すべての学校の5年生を対象に、毎年、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目の調査を実施し、市内各中学校では、すべての学校の2年生を対象に、ソフトボール投げをハンドボール投げにかえ、8種目を実施することとしております。

平成29年度の美唄市における調査状況では、小学校5校、中学校4校のすべての学校で調査要項に従って実施されております。

8種目の運動調査の項目についてですが、子どもの運動能力や体力の状況を把握するために、最も適切であると文部科学省が総合的に判断した種目であり、実技調査の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払い、各学校の状況に応じて実施されております。

本年度の美唄市の調査の結果についてですが、数値公表されておられませんので、全国・全道との実施種目の得点を総合的に数値化した体力合計点で、全国・全道と比べて申し上げますと、差が1ポイント未満を同様、差が1から3ポイント未満をほぼ同様、差が3から5ポイント未満をやや高い・低い、差が5ポイント以上を高い・低いと表現させていただきますが、小学5年男子では全国と同様、全道とほぼ同様、小学5年女子では、全国と同様、全道とほぼ同様となっております。

中学2年男子では、全国よりやや低く、全道とほぼ同様、中学2年女子では、全国より低く、全道よりやや低くなっており、小学校5年男子以外は、全国・全道より、わずかですが低い結果となっております。

この結果を受け、市内各小学校では、運動に親しむために、体育の授業だけでなく、休み時間や放課後において、縄跳び集会や一輪車、パークゴルフなど、運動環境の整備を図りながら、運動習慣づくりに取り組んでいるところです。

また、市内各中学校では、運動部活動の充実はもとより、陸上大会や球技大会等の行事等を練習期間も含め、運動に親しむ意識の醸成を図っているところであり、今後とも引き続き、この調査結果を把握分析し、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、児童生徒の肥満についてですが、先に答弁いたしました全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果で申し上げますと、全国と全道の比較では、軽度肥満以上の割合は、小学校5年男子では、全道が全国をやや上回り、小学校5年女子では、ほぼ同様、中学校2年男子では、ほぼ同様、中学校2年女子は、同様であります。

美唄市の結果につきましては、軽度肥満以上の割合が、小学校5年男子では、全国よりやや上回り全道と同様、小学校5年女子では、全国よりやや上回り、全道とほぼ同様であります。

中学校2年男子では、全国とほぼ同様であり、全道よりやや下回っており、中学校2年女子では、全国・全道ともにほぼ同様となっております。

このことから、美唄市の軽度肥満以上の割合は、小学校5年男女ともに同程度ですが、全国より多く、全道と同程度、中学校2年男女では、同程度ですが、全国より少なく、全道と同程度という結果となっております。

次に、肥満改善に向けた取り組みですが、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果から、本市においては、わずかな差ですが、小学校5年生に肥満の傾向が全国より高かったところであり、肥満傾向のある児童生徒に対しましては、適度な運動とバランスのとれた栄養摂取の必要性について認識させ、肥満解消に向けた指導を行うとともに、運動した時間や起床・就寝時刻等を記入する生活リズムチェックシート等を使って、日常生活の改善を指導してまいります。

次に、日の丸、君が代についてであります。国旗・国歌に関する通達につきましては、本年度におきましては、平成29年7月31日付で、北海道教育委員会より発出されております。

通達内容につきましては、これまで同様に、国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるという観点から、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な実施に努め、卒業式及び入学式は、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような儀式的行事の意義を踏まえた内容となるよう通達されております。

美唄市の本年度の卒業式につきましては、小学校が3月19日、中学校が3月12日に、入学式は4月6日に一斉に行われます。式においては、教育委員会が各学校で告示を述べますことから、学校までの送迎のために職員が公用車を運転しているところであり、式の間は、職員は会場の一般席において、子どもたちの晴れの門出を共にお祝いさせていただいております。

●議長小関勝教君 一般質問中ですが、森川議員の再質問は、午後からといたしたいと思っております。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森川議員の再質問から入ります。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員 自席から質問にあたり、いろいろ調査をしてきましたので、意見を含めて再質問をいたします。

1点目の農業行政、米の生産の目安については、今回、全国県別の状況は資料を取り寄せることができましたが、道内の管内と市の関係農協分の資料がなかったということで、質問をし、答弁によって実態を知ることができました。面積・生産量ともに、減らされなかったということは、率直に良かったと思っております。

今回の生産量を目標額より増やしたのは、全国では北海道を含む12県といわれております。半数近くの22県が据え置き、8県は減らされています。増えたとした県の中では、千葉が最大であり、青森や宮城は業務用米の不足に対応し増やし、減らした福島や熊本は、大豆の転作や高齢化、生産力の低下で、愛知と三重は種子用を除けば横ばい、兵庫は、酒米を除いた数量ということで、それぞれ県ごとの特徴があります。北海道は生産量が5,000トン増えたということで、補助金頼みから、

より質の高い米づくりが求められているわけです。

農水省で長い間、米に関わる仕事に従事してきましたが、全国で米の生産量が大体1,000万トンという時代が長く続き、今回は735万トンと、本当に全国の生産量も少なくなったなど実感しているわけです。

品質につきましても、岩見沢市上幌向に道立試験場があり、そこの品種は岩系といわれる品種で、やちみのり、いわこがね、みまさり等が整粒が少なく、いうなれば被害粒が多く、精米歩留まりが悪く、特にみまさりなどは、今は3段階ですから、4～5等が主であったという時代が長く続きました。それでも増産の時代でしたので、道産米は貴重で、質より量でした。ブレンド米の原料として、全国ではそれでも重宝されたというわけです。食味もよくなく、やっかいどう米と揶揄されていたのです。今日の道産米の評価は想像だにしていませんでした。

日本穀物検定協会の発表で、新潟の魚沼産コシヒカリが、何と28年間連続して特Aだったのが、初めてAになってしまった点、これは驚きです。道産米もふっくりんこが特Aにならなかったのは残念ですが、ゆめぴりかが7年連続、ななつぼしも8年連続特Aを守っています。全国的には森のくまさん、きむすめ、にこまる等が特Aになったということで、北海道産米もうかうかできない状況にあることも事実です。

なぜ道産米が、全国一に登りつめたかと申しますと、たんぱく、アミロースの品質改良、栽培技術の向上、貯蔵の発展など、1つひとつの努力の賜物と言えるでしょう。タレント

のマツコ・デラックスさんを起用したCM作戦が当たったという方もいるかもしれません。

うまい道産米として、私は源流と捉えているんですけども、きらら397がヒットしました。それが米の中でのスター誕生だと思います。消費量も1962年をピークに多様化により減少していますが、消費拡大に産地どうしが切磋琢磨し、需要の先行きが不透明感を漂う中、ニーズに対応した米づくりが功を奏したといえます。

今回の目安、農水省の需給見通しは、1917年産並みと見ています。減反政策のような補助金をもらえなくなった点、この目安には不透明な面があることも事実です。その例が、補助金が手厚い飼料米の転作が今非常に増えてきているという状況にありますし、米専業農家が自由に作れるようにするには、大規模なコスト軽減も求められております。今後もこの深刻な状況のもとで、人口減やあるいは食生活の多様化、小麦を原料とするパン、麺の存在感が増えまして、米の需要が年8万トンペースで減り続けてきているという状況にあります。

大手業界は3月1日からご飯の値上げをしました。消費者離れが加速することになれば、元も子もないわけで、主食用米の生産をおさえる懸念、目安も今後、面積・生産量も減らされる可能性があり、そういう報道があったのも事実です。

道内でも、空知は米の大生産地、中枢を美唄市が担っており、国内需要の安定と、価格競争力や食味に優れた道産米の普及が何よりも必要となることでしょう。

よく日本の米は世界に通用するという声を

耳にしますが、例えば中国への輸出も輸入規制の厳しさ、価格の高さ、精米施設がない点、さらに輸入業者と国有企業が独占をしているという流通過程の問題もあります。世界に通用するには、幾多の関門があると見ています。

今後、農業所得の向上確保のために、全国・全道の動向を注視しつつ、市として再生協議会の構成員として、意見を大いに反映させ、対応を進めていただきたいと思います。

2点目の観光行政の樺戸道路の活用についてです。

先ほど言いました、昭文社の発行している道路地図に観光名所が詳細に記載されています。この中に樺戸道路（峰延道路）が第2幹線から豊葦町3区の開発入り口まで、しらかば街道として好景観の場所と位置づけられているのです。

北海道と言えば、静内の二十間道路桜並木ですとか、層雲峡大雪山の紅葉、富良野から美瑛までの花の街道といわれるラベンダー、フラワーランド等々、全国的に知られていますが、他の地域の街道の実施をこれで全部調べてみました。

しらかばは、樺戸道路と大雪山、白金から白金温泉のしらかば街道までの2カ所のみなんです。カラ松赤松街道は、函館の石川町から七飯まで、大沼国道、から松は千歳から支笏湖まで、ポプラが石狩街道、札幌北50条から創成川の篠路まで、トドマツが樽前国道の苫小牧まで、アカシヤが札幌北星学園から白石、ススキが新篠津の豊野北から篠津広域道路と当別町の材木川からシェイクスピアカントリークラブまで、エゾカンゾウとワタスゲは天塩から稚内天塩線、根室半島納沙布岬、

はまなすは非常に多いんです。野付街道尾岱沼、宗谷国道、稚内にもはまなす街道があります。小清水原生花園、網走、斜里もはまなすがあります。

報告しましたとおり、樺戸道路のしらかばというのは、大雪山の白金温泉の2カ所ですので、その他にあるかもしれませんが、このマップによるとそういう形になっております。観光資源の活用を協議会に対して大いに期待をいたしております。

それと、樺戸郡道路といえば、以前にも触れた経緯がありますが、寺本界雄さんの樺戸監獄の史話、1950年8月31日発行で、1972年10月20日に再版されました非売品です。もう1冊は熊谷正吉さんの樺戸監獄もあります。この場合は寺本さんの文を引用しております。といいますのは、開削は囚人による道路測量は夜間が選ばれ、囚徒らは、月形は円山、峰延は達布山にそれぞれのろしを上げて、それを目標につくられたという説です。また、峰延の2号ため池の奥、弁慶橋と義経橋も掲載されています。市来知、今の三笠市と峰延間の道路は明治20年5月に起工され、同年9月に完成となっており、地域の郷土史、市史、また町史、村史を見てみますと、ほとんど全部がこの寺本界雄さんの文が引用されているのです。さらに、各県の歴史というものがあります。これは、山川出版社によって、北海道の歴史、1969年12月1日発行で、榎本守恵さんと君尹彦さん、北海道教育大学の教授と助教授の共著によるものですけれども、これにものろし火を上げて、それを目的として樺戸道路がつくられたということが載っています。

そこで、私が言いたいのは、地元美唄市の道史研究者であり郷土史家の白戸仁康さん、北海道研究協議会の会報第 85 号、平成 21 年 12 月 10 日の論文、峰延道路の測量工事とのろしについてという論文を発表しました。その内容は、わざわざ囚人を使ってのろしを上げ、夜間に測量する必要はなく、内容には疑問があると申しているのです。それには要因もいろいろあるのですけれども、起工月日の明治 19 年 5 月 19 日は、上川仮道路の着工となり、日時的な面から、のろし火や焚き火の記録も全く出てこなく、なぜそうなったのか、地域住民に聞いてみますと、のろし火の説が、文章化以降、引用されるように流布されたと結んでいます。

歴史というのは非常に奥深いといえますか興味深いものがあり、樺戸郡道路は、そういう歴史があるということをご場で申し述べたかったということです。

さらには、峰延中学校には、大橋勘吾さん作の囚徒峰延道路開削の図が保管されています。

答弁にありました看板の設置等、よろしくお願いたしたいと思えますし、桜道路は、難しいの一言ということですので、しらかばの害虫カミキリムシの駆除については、道に対して有効な対策を講じるよう、要請をさらに強めていただきたいと思います。

3 点目は、地域行政の空き家対策についてです。

空き家の件数は、現在 374 件は把握しているということで、答弁をいただきました。調査そのものが、市の実情を見ましても、たいへん難しい中で、これだけの件数を調査した

ということについては、高く評価をしたいと思っております。

空知 24 市町のうち 22 の市町が今、人口の転出超過にあると、過日、報じられておりました。市も 2017 年に 245 人、岩見沢は 440 人で、空知で岩見沢の次の 2 位でした。これも空き家が増えている要因で、人口流出というのは全くとまらない現状にあるわけです。

過日の農業新聞で興味深かったのは、佐賀県の J A 佐賀グループが、2 月から空き家の管理事務を始めたとの記事がありました。例えば、所有者の特定が難しいことから、J A の職員 O B が人脈を活かし、所有者の情報を集めて成果を上げているということで、農村の維持に佐賀県の J A が貢献をしているという内容でした。

そこで、特定空き家の件で再質問したいと思います。

市長も重要な課題として位置づけしているこの空き家対策、国交省の調査では、空き家対策計画は全国で 26%、道内では 21% と市町村ごとにかかなりの温度差があることがみられます。

岩見沢市も 6 月から計画案を施行し、倒壊懸念のある空き家の解体支援などを目指すとの報道もありました。市も早急に取り組んで、特定空き家の認定件数を把握していただきたい。このことについて、再質問をいたしたいと思います。

4 点目は、教育行政についてです。

1 つは体力テストです。市も 29 年度の調査では、小学校 5 校、中学校 4 校すべてで実施されているという答弁でした。小学校 5 年生は要約してみますと、全国と同様かほぼ同様

であり、中学校2年生は全国より低く、全道よりやや低いという結果、小学校5年生男子以外は、全国、全道よりわずかですが、低い結果となっているという答えでした。さらに体力能力向上に努めていくべきと思っておりますし、肥満対策についても、全道と全国の比較では、小学校5年生は、全国が全道よりやや上回っており、それと中学校2年生はほぼ同様の結果です。市の結果も肥満度が小学校5年生は、全国よりやや上回り、全道と同様の結果です。中学2年生は全国よりやや少なく、全道と同程度という結果で、取り組みも適度な運動やバランスのとれた栄養摂取の必要性について、今後努めていきたいということで、肥満解消に向けて指導するということでした。確かに市の小学校の生徒たちが肥満傾向が目立つということもありますので、今後とも指導が必要です。

日の丸、君が代についてです。

通達が出された状況を知りました。なかったのかと思ったんですけども、やはり通達は出されていまして。卒業式・入学式を目前に控えていますけれども、この件について、式に旗と歌があれば良いという姿勢が見え見えの管理職が年々目立つようになったと聞いております。卒業生や新入生が自らの将来や輝ける未来に向けて、夢と希望をもって進もうとする意思を育むための場として、成長をたたえ、巣立ちや入学を祝う、喜びを共有し合う、お互いに知恵を出し合う、創意工夫した入学式・卒業式にすべきです。あくまでも学校が主体であるべきだということなんです。

教育行政についての質問ですけども、体力テストについて、全国统一8種目というの

が多過ぎないか、市の教職員が負担増となっているのではないかという点。

それから、教育行政執行方針には、体力の向上のためには、一校一実践は、具体的に各学校でどのようなことが行われているのか。

日の丸、君が代については、7月31日の道教委の通達で、卒業式・入学式は、儀式的行事の意味、例えば、国旗は三脚ではなくステージに吊るすとか、証書授与はフロア形式ではなくステージ式で行うとか、国歌は大きな声で歌えと。それから、国歌は生演奏にしなければならないとか、そのような強制が行われるような内容でないかと思っておりますけれども、教育長はご承知のように、教育には強制はなじまないと私は思っております。その辺についての通達は、どのような状況になっているかということをお聞きいたしたいと思っております。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

特定空き家の認定についてであります。空き家の実態について把握し、「空き家等対策計画」を策定するとともに、そのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上、危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上、有害と認められる空き家を特定空き家に認定するなど、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、全国统一の8種目の実施における教職員の負担についてであります。各小中

学校においては、体育の年間授業計画に組み入れ、全8種目を数日に分けて実施しており、握力については、昼休みや放課後に、担任が子どもたちとの触れ合いの中で数値確認をするなど、各学校で工夫して実施しているところであります。

一校一実践の取り組みについてであります。小学校においては、2時間目終了の休み時間や昼休み、放課後の時間帯において、縄跳び集会や一輪車競争、パークゴルフ等を児童会主催で企画し、児童の自主性の中で運動習慣づくりに取り組んでいるところでございます。

中学におきましては、一校一実践の取り組みを運動部活動の中で取り入れ、生徒それぞれの健康状況に配慮しながら、個々に応じた練習に取り組ませるとともに、陸上大会や球技大会等の体育的行事において、生徒同士がお互いに声を掛け合ったり、応援したりすることで、運動への意欲や興味を醸成させ、個々の体力向上につなげているところでございます。

次に、北海道教育委員会からの通達についてであります。先の通達では、これまでと同様に、儀式的行事の意義を踏まえた内容となるように、国旗・国歌の指導が適切に行われるよう求められており、本市においては、儀式的な行事の意義を踏まえた卒業式・入学式が行われていると判断しております。

●議長小関勝教君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 それでは答弁によりまして、再度、質問したいと思います。

体力テストの件ですが、これは8種目の関係は効果分析がそれぞれあるかもしれません

が、やはり多いのではないかとということなんです。特に、答えにありましたように、昼休みや放課後まで担任教諭が工夫をしているということ、これはそれぞれ相当な負担にもなりますので、体育の時間だとか授業中に行うように配慮をしつつ、昼休み、放課後までには、まずは延ばさないようにすべきではないかと思っているのが1点。

それから、一校一実践の取り組みで、各学校の実績を本当は知りたかったわけで、複数の種目の実施とか、あるいは他校との連携もあり、なかなかその辺は難しい一面もお答えの中ではあるようです。ただ、この件も、休み時間、放課後の時間帯は、児童生徒、さらに教員の負担もありますので、検討の余地があると思っております。

日の丸、君が代の件、儀式行事であり、強制はしないものと私は理解をいたしております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 森川議員の質問にお答えいたします。

体力テストと一校一実践の取り組みについてであります。各学校において、教師の負担とならないよう、工夫しながら、児童生徒の体力向上に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

13番、金子義彦議員。

●13番金子義彦議員（登壇） 平成30年第1回定例会にあたり、大綱1点につきまして市長にお伺いいたします。

市政執行方針について市長に伺います。

その1つは、農業振興についてであります。

平成 30 年産米から行政による生産数量目標の配分に頼らず、国が策定した需給見通しなどを踏まえつつ、平成 29 年 12 月に北海道農業再生協議会は、平成 30 年産米の生産の目安を公表し、北海道の目安を 54 万 1,000 トンとしたところですが、国は、全国の目安の公表を踏まえ、その中で、需給のバランスはとれたものとの見解を示した報道がなされました。

しかしながら、平成 30 年産米から米の直接支払交付金が廃止となり、平成 29 年産米生産目標面積の換算試算では、2 億 7,000 万円が直接米農家の減収となることから、本市の経済や財政に直接的、また間接的に大きな影響があるものと思われまます。

そこで、この 30 年からの米の政策見直しに伴い、農業を基幹産業としている美唄市として、今後の振興策について、どのように考えているのか伺います。

その 2 つは、景観・緑づくりであります。

昨年 8 月に、市や商工会議所、建設業協会をはじめとする関係団体並びにそらち森林組合などの管内林業に携わっている組合などで組織した美唄市道立林業大学校誘致期成会を設立し、本市への誘致に向けた活動を行ってきたところではありますが、これまでに国や道の行政機関をはじめ、林業に携わる関係団体、研究機関に出向き、設立趣旨や活動内容の説明を行ったほか、昨年 11 月には、北海道知事や道議会議長へ誘致要望書を提出、さらに、本年 1 月、北海道知事へ本市の地域資源をまとめた報告書を提出したと伺っております。

私は、道が行う森林づくりを支える人材の育成や地域の振興のため、道立林業大学校の

誘致に向けた情報収集や官民協働による活動が大変重要だと考えております。

その 1 つ目として、お伺いをいたします。この林業大学校の誘致に関わる道の状況について。

2 つ目として、他の地域における誘致活動の状況について伺います。

その 3 つに、保健についてであります。

1 点目は、各種検診並びに予防接種について伺います。

行政における乳幼児から高齢者まで幅広く市民の疾病予防や健康推進、感染症予防などに役立っている事業と承知していますが、市から検診案内は来ているが、なかなか行けないというような話を聞くことがあります。自分もそのような経験があり、反省しきりではございますけれども、これらの検診や予防接種の実績はどうなっているのか。

また、今後の取り組みについて伺います。

2 点目は、国民健康保険事業についてであります。

制度の改正により、平成 30 年 4 月から市町村単位で運営されていた国民健康保険について、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営する方式へと変更されることに伴い、今までの保険料がどう変わるのか、一番の関心ごとと思われまます。

本市における保険税率の決定までの手順について伺います。

さらに、保険者努力支援制度の概要と、今後の医療費抑制に対する取り組みについても伺います。

4 つとして、消防についてであります。

消防団の今後のあり方について伺います。

このことについて、前回の定例会でも同僚議員より質問がありましたけれども、現在、市内・市外に平成 19 年度の再編より 9 つの消防分団が結成され、自然災害時や火災の発生時など、市民はもとより、地域からその活動の必要性や期待は大きなところとなっておりますが、人口の減少、さらに高齢化など、今後、現在の消防団を維持していくことが難しくなっていくことが想定されることから、美唄市消防団あり方検討委員会が設置され、取り組むべき課題解決のための協議がなされたと伺っております。

そこで今後、課題解決にあたり、どのような取り組みをしていくのか伺います。

5 つとして、財政運営についてであります。

平成 29 年度は、将来を見据えたまちづくりの施策の推進と健全な財政運営のため、抑制基調としながらも、限られた財源の中で、事業の選択と集中を図り、総予算 280 億 2,493 万円、対前年度 1.0% の減、そのうち一般会計は 154 億 7,336 万 9,000 円で、対前年度 1.7% 減でのスタートを切ったところであります。

人口減少や少子高齢化が一層進み、財源予測も大変厳しい見積もりを強いられた中、市民サービス向上に向け、全庁をあげての施策遂行にあたってこられたと思いますが、早くも年度末を控えた現在、平成 29 年度の一般会計の決算について、どのように見込まれているのか伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 金子議員の質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針について、農業振興

についてであります。「米の直接支払交付金」が廃止されることによる本市、米生産農家への影響は、非常に大きいものと受け止めていることから、北海道農政事務所と意見交換があった際に、生産者や地域の不安を申し上げたところであります。同事務所からは、これまでの経営所得安定対策の取り組みにより、米価は回復基調にあり、本対策の効果を高めることで、農家所得の安定につなげていくのが国の考えであると説明を受けたところであります。

このことから、まず第一には、「生産の目安」などの取り組みのもと、全国の米需給の安定により米価が維持され、農家所得が確保されることが必要不可欠と考えております。

市といたしましては、安定的な農業生産が持続可能な環境づくりへ向け、現在、実施されております生産基盤整備事業の推進により、生産条件の改善を図るほか、各農協の振興作物の作付定着と生産拡大に向けた支援の継続や農業振興基金を活用した、女性、若手農業者の研修や就農につながる研修を支援し、担い手の育成、確保に取り組むほか、先進的な農業経営の確立に必要な農業用機械・施設の導入等につきましても、国などの事業の活用を図ってまいりたいと考えております。

また、ほ場整備等の農家負担軽減の取り組みを継続するほか、ほ場整備の効果を持続させるため、道営事業地区を対象に、レーザー均平機等の作業機械の貸し付けを行うとともに、大規模ほ場における作業効率の向上やコスト削減につながる ICT を活用した、いわゆるスマート農業の普及、推進に向け、各農協の先進農業研究会や関係団体との情報交換

や連携を密にしていくとともに、機械整備に対応可能な国の事業なども検討してまいりたいと考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、本市の基幹産業である農業の振興・発展に向け、米主産地として、安全・安心な米づくりに努め、消費者の信頼のもと、生産者の皆さんが、安心して農業を継続できるよう農協などの関係団体等と、これまで以上に密接な情報交換を行い、必要な対応を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、道立林業大学の誘致活動についてですが、初めに、道の状況につきましては、森林づくりを支える人材の育成を行うため、平成 32 年度を目途に、(仮称)北海道立林業大学校を設立し、2年間の修学期間の中で、キャリアアップが可能な実践教育を行うこと、オール北海道による人材育成を進めることなどをまとめた(仮称)北海道立林業大学校基本構想案を策定し、パブリック・コメント手続きを経て、教育カリキュラムや運営体制など、具体的な検討を早急に進めることとしております。

次に、他の地域における誘致活動の状況につきましては、十勝やオホーツクなど、全道各地から、本市を含め 13 の地域が道立林業大学校の誘致活動を行っていると同っております。

いずれにいたしましても、引き続き、道の動きを注視しながら情報収集に努め、官民一体となって、道立林業大学校の誘致の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保健についてですが、初めに、

各種検診につきましては、国の指針に基づく胃がん検診をはじめとする 5 種類のがん検診及び骨健診やピロリ菌検診など、7 種類の検診を実施しており、実績といたしましては、保健センターで実施の受診者数は、過去 3 年間では横ばいの傾向が続いているところでもあります。

なお、平成 29 年度美唄市まちづくり市民アンケート調査では、回答者のうち 77%の方が「年に 1 回、健康診断を受けている」と回答し、この割合は、年々増加してきているところでもあります。

その要因は、アンケート結果から、「職場での検診受診者数の増加」が影響しているものと考えているところでもあります。

本年度から、企業での健康教育実施など、働く世代に対する取り組みを開始し、生き生きと働くための健康意識の向上を図っており、平成 30 年度には、新たに女性の検診において対象者を拡大したほか、乳がん検診では、オプション項目を追加することとしたところでもあります。

次に、予防接種についてですが、未成年期におきましては、BCG など 11 種類の予防接種を実施しており、平成 28 年度実績では、6 種類の接種で 90%以上の接種率となっている一方、平成 28 年度開始の小児科日本脳炎予防接種につきましては、17%の接種率となっていることから、平成 29 年 10 月から、受け入れ時間を増やし、接種率の向上に努めているところでもあります。

また、高齢者におきましては、インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種を実施しており、接種率は 40%前後となっているところであり

ます。

なお、本年度の取り組みといたしましては、広報紙メロディーによる周知や一部、個別周知を行っているところであります。

いずれにいたしましても、検診や予防接種を受けることは、自らの健康管理に役立ち、病気や症状の重症化を未然に防ぐことができ、自分らしく生活することにつながることで認識しているところであり、今後も、検診受診者数の増加や接種率の向上に努め、市民の健康増進に寄与していきたいと考えているところであります。

次に、国民健康保険事業についてであります。本市の国保税率の決定までの手順につきましては、2月上旬に北海道から各市町村が国保税率を決定するにあたり、基準となる平成30年度の国保事業費納付金が示され、あわせて、全道統一的な算定による標準的な国保税率が示されたことを受けて、これを参考に本市の平成30年度からの国保税率の決定に向けて、現在、算定を進めているところであります。

市といたしましては、国保税率を決定するにあたり、今月下旬、国保事業の運営に関する事項の審議等を行う協議会である「美唄市国保運営協議会」に諮問を行い、ご審議をいただく予定となっております。その後、第2回市議会定例会に提案したいと考えているところであります。

次に、保険者努力支援制度の概要についてであります。この制度は、国が特定健診等の受診率やがん検診の受診率、疾病予防の取り組みなどを客観的な指標に基づき評価した上で、その点数により、市町村に対して交付

金を配分する制度となっているところであります。

次に、今後の医療費抑制に対する取り組みについてであります。被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、今後も医療費の増加が見込まれますことから、特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の実施により、市民が自らの健康状態を把握し、医療機関へ早期受診につながるよう医師会等とも連携を図るほか、平成30年度からは、新たに歯科検診を実施する予定であり、歯周病予防をはじめ、歯と口腔の健康づくりなどに取り組み、医療費の抑制を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、消防団の今後のあり方についてであります。少子高齢化や地域の人口減少が進み、また、農業や自営業の減少に伴い、サラリーマンなどの被雇用者が多くを占める状況では、新規の入団員が減少し、地域において消防団員の確保が次第に困難となっており、今後、消防団の現状を維持していくことが難しくなっているところであります。

また、消防団員の平均年齢も上昇してきており、さらに消防団員のサラリーマン化等により平日の日中に出動可能な人員が減少しているところでもあります。

このため、昨年、「美唄市消防団あり方検討委員会」を設置し、その委員会で、今後の消防団について協議検討を行った結果、消防団員の確保対策といたしましては、日本郵政株式会社社員及び市役所職員などへの入団の働きかけや、成人式等のイベントでのPR活動、少年期の消防に関する育成のための少年消防団員等の発足、また、学生消防団活動認証制

度、機能別消防団員、消防団応援の店、消防団員強化制度を導入し、団員の確保に努めてまいります。

次に、消防団員の処遇及び装備等につきましては、出動報酬及び年報酬を段階的に引き上げるとともに、消防団の定年制及び入団制限の見直し、消防団員定数の改正、分団車両や被服等装備品の更新などを行い、処遇の改善を図ってまいります。

なお、消防団の統廃合につきましては、分団詰所の更新時期にあわせ、分団の統廃合を行い、地域防災力の強化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、美唄市消防団が、将来において、十分に地域の安心・安全確保の中核となる消防団体制の構築に努めてまいります。

次に、平成 29 年度決算見込みについてありますが、一般会計におきましては、今後の特別交付税の配分や除雪費、燃料費等の動向など、不確定要素はありますが、現時点での歳入面では、本年度の普通交付税と臨時財政対策債を合算した決定額が 1 億 2,011 万円減額決定されたほか、例年になく降雪量の多さから、「除排雪事業」について、1 億 7,250 万円補正し、また、その後も降雪が続いていることから、さらに、除排雪費用の補正を追加でご提案をさせていただいたところであり、予断を許さない状況にあると認識しているところであります。

また、特別交付税の要望につきましては、当初予算をベースとして、「除排雪・豪雪対策経費」、「農業行政経費」、「健康なまちづくり対策経費」等の増加を踏まえ、総務省に対し要望をしているものの、どの程度交付される

かにつきましては、3 月下旬の交付決定までわからない状況であります。

平成 29 年度の予算執行につきましては、予算の効率的な執行により、不用額は見込めるものの、特別交付税の決定額によっては、財政調整基金の取り崩しも検討しなければならないと考えているところであります。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 1 時 50 分 延会

